

株 主 各 位

東京都稲城市百村1625番地 2  
株 式 会 社 K S K  
取締役社長 牧 野 信 之

## 第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都多摩市落合一丁目43番地  
京王プラザホテル多摩 3階白鳳  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第45期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
  - 第4号議案 取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、① 連結計算書類の「連結注記表」及び② 計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.ksk.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。従いまして本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ（アドレス<https://www.ksk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、良好な雇用環境と所得情勢、好調な企業業績を背景に個人消費や設備投資などの内需が堅調で、緩やかながらも拡大基調で推移いたしました。一方、世界経済は米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題などの不透明な要素があり、減速の気配が徐々に強まってまいりました。

当社グループの属する情報サービス産業界におきましては、産業構造や社会基盤、更には個人の仕事や生活にまで影響が及ぶような変革が進んでおり、クラウドサービスやAI、IoT、ビッグデータの分析などの市場が拡大を続ける中、企業のIT関連投資も多様化しております。

このような環境の中、当社グループでは拡大する市場の需要へ対応すべく、新卒採用を技術者増強の柱としてさらに強化するとともに、引き続き人材育成にも注力してまいりました。

投資面では、全面改良した自社開発の住宅建設業者向けパッケージソフトウェアを市場に投入し、販売を開始いたしました。また、採用や教育といった将来に向けての投資も積極的に実施することで経費は増加しましたが、稼働率の向上や受注単価改善などに努めた結果、経費増加分を吸収し経常利益は増益となりました。

なお、当社グループでは従業員一人ひとりの健康を最大の経営資源と捉え、健康増進に向け様々な活動を継続的に行っておりますが、本年2月に、経済産業省と東京証券取引所が共同で、上場企業の中から「健康経営」に優れた企業を選出する「健康経営銘柄」に選定されました。また、経済産業省と日本健康会議が共同で取組んでいる「健康経営優良法人(ホワイト500)」にも3年連続で認定されました。今後もさらに従業員の健康増進に向けた活動を推進してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は16,421百万円で1,070百万円の増加（前連結会計年度比7.0%増）、経常利益は1,402百万円で13百万円の増加（同1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は932百万円で9百万円の減少（同1.0%減）となりました。

なお、当連結会計年度において、当連結会計年度が最終年度となります中期経営計画「共創∞」への従業員等の協力に対し、慰労金135百万円を費用計上しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

イ. システムコア事業

半導体設計や組み込みソフト開発業務に関しては堅調に推移しておりますが、今後の半導体市況の先行き不透明感等から、業務の一極集中によるリスク低減を図るべく、業務の多様化・分散化を指向しております。その結果、売上高は3,228百万円（前連結会計年度比3.0%増）、セグメント利益は836百万円（同0.2%増）となりました。

ロ. ITソリューション事業

住宅建設業界向けの各種ソフト開発の受注が好調で、自社開発のパッケージソフトウェアの販売も開始したことなどから、売上高は4,231百万円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。一方、開発したパッケージソフトウェアに対する減価償却費負担等により、セグメント利益は488百万円（同13.5%減）となりました。

ハ. ネットワークサービス事業

堅調な需要に支えられ、引き続き規模が拡大しております。中途採用も行うなど継続的かつ積極的な人材投資を行ったことで、受注機会を的確に捉え、拡大する需要に対応してまいりました。その結果、売上高は8,961百万円（前連結会計年度比8.9%増）、セグメント利益は1,737百万円（同11.1%増）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	前連結会計年度 2017年度		当連結会計年度 2018年度	
	売上高 百万円	構成比 %	売上高 百万円	構成比 %
システムコア事業	3,135	20.4	3,228	19.6
ITソリューション事業	3,986	26.0	4,231	25.8
ネットワークサービス事業	8,229	53.6	8,961	54.6
合計	15,351	100.0	16,421	100.0

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- ② 設備投資の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特に記述すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特に記述すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分	第42期 2015年度	第43期 2016年度	第44期 2017年度	第45期 2018年度 (当連結会計年度)
売 上 高	13,859	14,540	15,351	16,421
経 常 利 益	1,166	1,285	1,389	1,402
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	705	895	941	932
1株当たり当期純利益	113円40銭	146円00銭	155円95銭	155円21銭
総 資 産	12,500	13,381	14,311	15,270
純 資 産	8,909	9,551	10,330	10,842
1株当たり純資産額	1,426円08銭	1,569円39銭	1,695円83銭	1,805円69銭

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除いて、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数で算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式の数を除いて算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社には親会社が存在しませんので、該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 K S K デ ー タ	百 万 円 50	% 100	デ ー タ 入 力 等 情 報 処 理
株 式 会 社 K S K テ ク ノ サ ポ ー ト	50	100	通 信 ・ コ ン プ ュ ー タ 関 連 オ ペ レ ー シ ョ ン 業 務
株 式 会 社 K S K 九 州	20	90	ア プ リ ケ ー シ ョ ン ソ フ ト ウ ェ ア 開 発

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

##### ① 品質の向上

高品質なサービスや付加価値を提供し続けることがCS（顧客満足）を向上させ、圧倒的な競争力の獲得につながるものと考えております。「プロジェクト管理規程」の運用や、今年が最終年度となる3ヶ年計画の「かがやきプロジェクト」において制定した「標準書」を全ての業務に適用するなど、品質向上に向けた各種施策を実施してまいりました。引き続き全社を挙げて品質向上に取り組み、品質を全てに優先する企業風土を創り上げてまいります。

##### ② 事業構造の見直し

IOT技術やAIを活用した新たなサービスの提供、自動車向けソフトウェア開発業務の急拡大など、既存の技術分野から新たな技術分野へ需要のシフトが発生するなど、市場は想定した以上に早いテンポでかつダイナミックに変化しております。今後成長が期待できる分野へ経営資源を集中して投入していくため、重点分野を適宜見直し積極的かつ柔軟に業務シフトを行ってまいります。ただし、特定の分野や取引先に過度に集中や依存することは業績変動リスクを伴うため、必要に応じて適度な分散や多様化を図ってまいります。

##### ③ 人材の確保と育成

IT業界の技術変化の速さやお客様ニーズの多様化、人手不足による技術者の採用環境の競争激化等が当社グループ経営に様々な影響を及ぼしております。このような環境の中で競争力を高め勝ち残っていくためには、タイムリーに技術者やサービスを提供する体制を整える必要があります。人材確保を受け持つ採用部門と育成を戦略的に進める育成部門とが統合された「HR本部」では、今後も積極的な採用活動により技術者の確保に努めるとともに、KSKカレッジを核として社員の技術力と人間力をバランスよく向上させるための教育投資を継続的に行ってまいります。

#### ④ 健康経営

企業の長期的、継続的な成長を実現するためには、その主体である従業員一人ひとりの健康が不可欠であると考え「健康経営」宣言を行っております。今回新たに経済産業省と東京証券取引所が共同で選出する「健康経営銘柄」に選定されたほか、経済産業省から3年連続で「ホワイト500（健康経営優良法人）」の認定を受けております。今後とも従業員の健康増進を経営の重要な課題として捉え、さらなる従業員の健康の維持・増進と企業生産性の向上を目指してまいります。

#### ⑤ スピード経営

企業競争力の重要な要因として、迅速な意思決定と実行が挙げられます。現在当社グループでは、基幹システムを通じて経営情報の的確な収集を実現しておりますが、より柔軟で効率の良いシステムの導入を行い、意思決定のスピードアップを目指します。

#### ⑥ コーポレートガバナンスの強化

相次ぐ企業不祥事の影響を受け、コーポレートガバナンスの強化が求められていることから、独立役員である社外監査役の他に社外取締役を選任しております。意思決定プロセスの適正性の確保と内部統制システムの適切な運用が行われるよう監視することで、投資家や顧客の信頼とニーズに応えてまいります。

#### ⑦ 今後予想される災害等への対応

近い将来に首都圏直下型地震の発生が予想され、東アジア周辺での有事の際には日本にも被害が及ぶ可能性があるなど、災害等発生時に備えた対策の強化が求められております。

当社グループで策定済の事業継続計画（BCP）は、先般の東日本大震災での経験や反省点を踏まえ、より実効のあるものに見直しを行っております。引き続き従業員の安全確保や事業継続に必要な体制や設備等を整備・強化してまいります。

また、近年脅威を増しているサイバー攻撃は、その手法が高度化するなどして被害が拡大しており、企業のシステムやネットワークに対するセキュリティの強化が求められております。

当社グループでは、ウイルスや不正アクセス等の外部からの攻撃に対する検知・防御能力のさらなる強化を図る一方、万一事故が発生した場合の適切な対応の整備に取り組んでまいります。

当社グループは、前年まで新たな視点から事業を再構築するという目標を掲げ、中期経営計画「共創∞」を展開してまいりました。今年は5年後の創立50周年を視野に入れて策定した新たな中期経営計画「TRUST 50」をスタートさせ、「究極の品質」「考える現場」「プレミアムサービスの提供」を目標に更なる発展を迫及し、引き続き将来にわたる継続的な成長が可能なエクセレントカンパニーの実現を目指してまいります。

なお、新中期経営計画のスタートにあたり、より柔軟かつ機動的な組織運営を実現すべく、従来の事業本部内に4つの事業部を置く組織から、3つの事業本部とする組織再編を実施いたしました。

今後とも会社一丸となって業績向上に向け邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社3社で構成されており、以下の3つのセグメントに分類し事業を行っております。

① システムコア事業

システムL S Iを中核とする半導体設計、車載機器の組込ソフトウェア開発、各種情報処理機器のハードウェア設計、システム支援などを中心に業務を行っております。

② I Tソリューション事業

コンピュータシステムのコンサルティング並びにアプリケーションソフトウェア開発、パッケージソフトウェアの開発・販売、インフラの構築及びオンサイトでのシステムの運用保守、官公庁や健康保険組合等の各種事務局機能代行のアウトソーシング、データエントリーなどを中心に業務を行っております。

③ ネットワークサービス事業

ネットワークシステムの設計、構築、運用保守及び各種サポートセンターにおける技術支援サービスなどを中心に業務を行っております。

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社……………東京都稲城市百村1625番地2

事業所……………東京技術センター (東京都稲城市)  
日本橋技術センター (東京都千代田区)  
新宿技術センター (東京都渋谷区)  
川崎技術センター (神奈川県川崎市中原区)  
さいたま技術センター (埼玉県さいたま市大宮区)  
浜松技術センター (静岡県浜松市中区)  
熊本営業所 (熊本県熊本市南区)

② 子会社

株式会社K S Kデータ 本社 (埼玉県さいたま市大宮区)  
株式会社K S Kテクノサポート 本社 (東京都稲城市)  
株式会社K S K九州 本社 (東京都稲城市)

## (7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
システムコア事業	307名	7名増
ITソリューション事業	403名	3名増
ネットワークサービス事業	1,154名	83名増
全社(共通)	91名	8名増
合計	1,955名	101名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員は含み、常用パートは除いております。)は除いております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に属している者であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,418名	109名増	35.33歳	9.70年

- (注) 従業員数は、就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員は含み、常用パートは除いております。)は除いております。

## (8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	60百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記述すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,636,368株
- ③ 株主数 1,299名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 陽 子	803千株	13.51%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	529千株	8.90%
山 崎 武 幹	462千株	7.77%
山 崎 武 寛	462千株	7.77%
株 式 会 社 光 通 信	414千株	6.98%
K S K 従 業 員 持 株 会	322千株	5.42%
石 井 公 子	157千株	2.64%
A G S 株 式 会 社	147千株	2.47%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	121千株	2.05%
村 上 洋 子	107千株	1.80%

(注) 1. 当社は自己株式を1,691,571株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2014年 第1回 新株予約権 (注1)(注2)	2014年 第2回 新株予約権 (注3)(注4)	2015年 第1回 新株予約権 (注1)(注2)
新株予約権の数	3,184個	830個	1,964個
目的となる株式の種類と数	普通株式 31,840株	普通株式 83,000株	普通株式 19,640株
払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
行使価格	1株当たり1円	1株当たり790円	1株当たり1円
行使期間	自 2014年7月30日 至 2044年7月29日	自 2019年7月30日 至 2024年6月26日	自 2015年8月4日 至 2045年8月3日
取締役の保有状況	2,516個 (4名) 25,160株	160個 (6名) 16,000株	1,547個 (4名) 15,470株

	2016年 第1回 新株予約権 (注1)(注2)	2017年 第1回 新株予約権 (注1)(注2)	2018年 第1回 新株予約権 (注1)(注2)
新株予約権の数	2,308個	1,908個	1,280個
目的となる株式の種類と数	普通株式 23,080個	普通株式 19,080株	普通株式 12,800株
払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間	自 2016年8月2日 至 2046年8月1日	自 2017年8月2日 至 2047年8月1日	自 2018年8月2日 至 2048年8月1日
取締役の保有状況	1,829個 (5名) 18,290株	1,510個 (5名) 15,100株	1,280個 (7名) 12,800株

※ 当社は社外取締役及び監査役(社外を含む)には上記新株予約権を付与しておりません。

- (注) 1. 取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (注) 2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が法定相続人のうち1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は下記(1)から(3)の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
- (1) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (2) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。
- (3) 相続承継人は、新株予約権の行使期間内で、かつ、所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。
- (注) 3. 権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- (注) 4. その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
河 村 具 美	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	
牧 野 信 之	専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役 長) (管 理 本 部 長) (H R 本 部 長)	
柿 森 良 一	取 締 役 (第1ネットワークサービス事業部長)	
古 賀 隆 俊	取 締 役 (シ ス テ ム コ ア 事 業 部 長)	
内 山 郁 夫 (戸籍名:石坂郁夫)	取 締 役 (I T ソ ル ュ シ ョ ン 事 業 部 長)	
阿 佐 見 俊 一	取 締 役 (事 業 本 部 長) (事 業 推 進 部 長)	
照 内 定 光	取 締 役 (第2ネットワークサービス事業部長)	
多 和 田 英 俊	取 締 役	公認会計士 多和田公認会計士事務所 佐鳥電機株式会社社外取締役
吉 武 和 樹	常 勤 監 査 役	
杉 本 一 志	監 査 役	弁護士、赤坂中央法律事務所
塩 畑 一 男	監 査 役	

(注) 1. 2018年6月28日の第44期定時株主総会における新任

新任取締役 阿佐見俊一 氏

新任取締役 照内定光 氏

2. 取締役多和田英俊氏は、社外取締役であります。

3. 監査役杉本一志氏及び監査役塩畑一男氏は、社外監査役であります。

4. 社外監査役杉本一志氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

5. 社外監査役塩畑一男氏は長年の企業経営を通じて高い見識を有しております。

6. 当社は、取締役多和田英俊氏及び監査役杉本一志氏並びに監査役塩畑一男氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
河村 具美	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	2019年4月1日
牧野 信之	専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役 長) (管 理 本 部 長) (H R 本 部 長)	取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役 長) (H R 本 部 長)	2019年4月1日
柿森 良一	取 締 役 (第1ネットワークサービス事業部長)	取 締 役 (ネットワークサービス 事 業 本 部 長)	2019年4月1日
古賀 隆俊	取 締 役 (システムコア事業部長)	取 締 役 (システムソリューション事業本部長)	2019年4月1日
内山 郁夫 (戸籍名：石坂郁夫)	取 締 役 (ITソリューション事業部長)	取 締 役 (システムソリューション 事 業 本 部 副 本 部 長)	2019年4月1日
阿佐見 俊一	取 締 役 (事業本部長) (事業推進部長)	取 締 役 (事業企画本部長)	2019年4月1日
照内 定光	取 締 役 (第2ネットワークサービス事業部長)	取 締 役 (ネットワークサービス事業本部副本部長)	2019年4月1日

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (1名)	177百万円 (3百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	12百万円 (6百万円)
合 計	13名	189百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第23期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2014年6月27日開催の第40期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、1999年6月29日開催の第25期定時株主総会において年額300万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給人数には、2018年6月28日をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 上記の報酬等の総額にはストック・オプションによる報酬額200万円(社外取締役を除く取締役7名に対するもの)が含まれております。



④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役多和田英俊氏は多和田公認会計士事務所に属し、佐鳥電機株式会社社の社外取締役であります。当社と多和田公認会計士事務所及び佐鳥電機株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役杉本一志氏は赤坂中央法律事務所に属しております。当社と赤坂中央法律事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 多和田英俊	12回/12回	100%	—	—
監査役 杉本一志	12回/12回	100%	11回/11回	100%
監査役 塩畑一男	12回/12回	100%	11回/11回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役多和田英俊氏は、企業監査経験と会計上の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

監査役杉本一志氏は、法律上の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

監査役塩畑一男氏は、企業経営経験者の見地から、議案審議に必要な助言・提言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、企業活動における遵法の精神を「K S Kグループ企業行動憲章」として定めている。
- ロ. コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス体制の基礎として「役員服務規程」と「社員の行動規範」を制定し社内研修等を通じて社内に周知している。
- ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。
- ニ. 当社は、代表取締役会長直轄の「内部監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で組織及び制度の監査や業務監査等を実施し、不正及び過誤の防止に努め、監査結果を代表取締役会長や取締役に報告するとともに、監査対象部門に改善事項を勧告してその改善状況の確認を行っている。
- ホ. 重要事項については、顧問契約をしている弁護士、税理士、公認会計士等外部の専門家と事前相談を行う。
- ヘ. 「通報・相談窓口規程」に基づき、社内通報システムを有効に活用する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び取締役への報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に基づいて行うほか、全社において5 S活動を展開し、文書や情報の整理・整頓を行い、必要な情報が効率よく管理される体制を構築している。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者とし、リスク管理担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理を推進する。また、「リスク管理規程」を制定している。
- ロ. 当社は受注後のプロジェクト管理については「プロジェクト管理規程」を、受注時の審査に関しては「プロジェクト審査規程」を制定している。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会規則や組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を必要に応じて見直す。
  - ロ. 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定を行う。なお、必要に応じて書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う方法も含めた、臨時取締役会の開催を併用し、迅速な意思決定を行う。
  - ハ. 当社は事業部制を採用し事業計画を策定するとともに、その執行状況については取締役会で報告を行う。
- ⑤当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社から毎月事業内容の報告を受けるほか、重要事項の執行については、子会社と締結している「ガバナンス契約」に基づき、事前同意を得ることとしている。
  - ロ. 当社で制定しているコンプライアンス体制の基礎となる「社員の行動規範」を子会社にも適用している。また、主要な社内規程についてはグループ規程として制定し、グループ内各社共通のルールとしている。
  - ハ. 当社の管理本部が、グループ会社管理規程に基づき子会社の管理を担当する。
  - ニ. 当社の監査役は、子会社の業務の適正性に問題があると思われる場合は、必要に応じて調査を行う。
  - ホ. 当社で整備する社内通報システムの適用範囲にグループ会社を含めて運用する。
- ⑥監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から職務を補助する使用人を置くよう要望があった場合は、独立した部署を置き、必要な人員を配置する。
- ⑦前項の使用人の取締役からの独立性確保に関する事項
- 監査役を補助する使用人を置いた場合は、当人の人事異動、人事評価、懲戒処分等を行う場合には、事前に監査役の意見を聞き、これを尊重するものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告する。
  - ロ. 内部通報や社内処分があった場合、担当する役員又は使用人は監査役に報告する。
  - ハ. 通報者が、通報や相談をしたことを理由に、不利な扱いを受けないよう「通報・相談窓口規程」に不利益取扱い禁止条項を設けている。

- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門とも連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - ロ. 監査役が実効のある監査を行えるよう、監査業務に伴い発生する費用については、速やかに処理する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、業務の適正を確保するための体制に基づき、以下のような具体的な取り組みを行っております。

### ①取締役の職務執行

- イ. 取締役は「役員服務規程」に基づき職務を執行するとともに、取締役会で決議・報告すべき事項や運営方法について定めた「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を行っております。なお、今回執行役員制度を導入したことに伴い、規程・規則の一部見直しを行っております。
- ロ. 各取締役は四半期毎に取締役会において、それぞれが担当する職務について活動状況の報告を行っております。
- ハ. 社外取締役・監査役等からなる「社外役員協議会」が、当社経営陣から独立した中立的な見地から取締役候補者について協議を行う等、取締役会等の監督強化に努めております。

### ②内部監査の実施

- イ. 期初に作成した内部監査計画に基づき、内部監査室が不正やルール違反が無いかという観点から、業務執行部門に対する業務監査を実施しております。
- ロ. 当社のグループ会社に対しても、当社の内部監査室が当社と同様の業務監査を実施し、不正やルール違反がないか確認しております。
- ハ. 内部監査の結果については、直接代表取締役会長に報告されるとともに、四半期毎に内部監査室の責任者より、直接取締役会において報告が行われております。

### ③監査役の監査体制

- イ. 監査役と内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、四半期毎に連絡会議を開催し内部監査の状況についての報告や、内部監査実施時に監査役が立会うことを通じて意見交換を行っております。
- ロ. 監査役と会計監査人との間で、会計監査の状況等について定期的に情報交換を行っております。

#### ④リスク管理

- イ. 「リスク管理規程」に基づき、関係会社も含めたグループ全体のリスク管理を徹底し、損失の最小化に努めております。
- ロ. プロジェクトの受注時審査や受注後の管理については、それぞれ「プロジェクト審査規程」や「プロジェクト管理規程」に基づき実施しております。

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題であると位置付けており、配当決定に当たっては、連結業績を基準に、配当性向30%を目処に配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、経営環境の変化や技術革新に備えるとともにパッケージソフトウェアの開発及び社員の技術研修、社内情報インフラの整備などに有効投資してまいります。

上記方針に基づき、当期については、2019年1月31日「2019年3月期配当予想の修正（創立45周年記念配当）に関するお知らせ」で開示しましたとおり、これまでご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表し、1株につき47円の普通配当に記念配当47円を合わせた94円の期末配当を予定しております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	8,837	流動負債	3,019
現金及び預金	4,443	買掛金	215
受取手形及び売掛金	3,541	短期借入金	60
有価証券	500	未払法人税等	381
仕掛品	137	賞与引当金	1,182
原材料及び貯蔵品	1	その他	1,180
その他	215	固定負債	1,408
貸倒引当金	△2	退職給付に係る負債	1,171
固定資産	6,433	資産除去債務	42
有形固定資産	584	その他	194
建物及び構築物	1,126	負債合計	4,428
土地	140	(純資産の部)	
その他	375	株主資本	10,529
減価償却累計額	△1,058	資本金	1,448
無形固定資産	291	資本剰余金	1,644
投資その他の資産	5,557	利益剰余金	8,554
投資有価証券	4,580	自己株式	△1,118
繰延税金資産	754	その他の包括利益累計額	205
その他	234	その他有価証券評価差額金	290
貸倒引当金	△12	退職給付に係る調整累計額	△85
資産合計	15,270	新株予約権	102
		非支配株主持分	4
		純資産合計	10,842
		負債及び純資産合計	15,270

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	16,421
売 上 原 価	13,028
売 上 総 利 益	3,393
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,025
営 業 利 益	1,368
営 業 外 収 益	40
受 取 利 息	19
受 取 配 当 金	11
そ の 他	10
営 業 外 費 用	6
支 払 利 息	0
保 険 解 約 損	4
自 己 株 式 取 得 費 用	0
そ の 他	0
経 常 利 益	1,402
特 別 利 益	1
受 取 保 険 金	1
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 却 損	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,404
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	578
法 人 税 等 調 整 額	△107
当 期 純 利 益	932
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	0
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	932

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日 残高	1,448	1,641	7,906	△958	10,037
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△283		△283
親会社株主に帰属する当期純利益			932		932
自己株式の取得				△163	△163
自己株式の処分		2		4	6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	648	△159	491
2019年3月31日 残高	1,448	1,644	8,554	△1,118	10,529

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018年4月1日 残高	356	△154	201	87	3	10,330
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△283
親会社株主に帰属する当期純利益						932
自己株式の取得						△163
自己株式の処分						6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△65	69	3	15	0	20
連結会計年度中の変動額合計	△65	69	3	15	0	511
2019年3月31日 残高	290	△85	205	102	4	10,842

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	6,643	流動負債	2,497
現金及び預金	2,897	買掛金	209
受取手形	13	短期借入金	60
売掛金	3,032	未払金	73
有価証券	400	未払費用	488
仕掛品	121	未払法人税等	295
原材料及び貯蔵品	1	未払消費税等	177
前払費用	110	前受金	63
未収入金	56	預り金	171
その他	12	賞与引当金	959
貸倒引当金	△3	固定負債	1,282
固定資産	5,425	退職給付引当金	1,044
有形固定資産	515	資産除去債務	42
建築物	1,004	その他	194
構築物	82	負債合計	3,779
車両運搬具	14	(純資産の部)	
工具器具備品	329	株主資本	7,894
土地	91	資本金	1,448
減価償却累計額	△1,007	資本剰余金	1,550
無形固定資産	283	資本準備金	1,269
ソフトウェア	274	その他資本剰余金	281
電話加入権	8	利益剰余金	6,013
投資その他の資産	4,627	その他利益剰余金	6,013
投資有価証券	3,666	固定資産圧縮積立金	1
関係会社株式	118	別途積立金	450
出資金	0	繰越利益剰余金	5,562
破産更生債権等	11	自己株式	△1,118
長期前払費用	4	評価・換算差額等	290
繰延税金資産	619	その他有価証券評価差額金	290
敷金及び保証金	214	新株予約権	102
その他	3	純資産合計	8,288
貸倒引当金	△12	負債及び純資産合計	12,068
資産合計	12,068		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	13,012
売 上 原 価	10,288
売 上 総 利 益	2,724
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,841
営 業 利 益	882
営 業 外 収 益	152
受 取 利 息	0
有 価 証 券 利 息	16
受 取 配 当 金	11
業 務 受 託 料 収 入	111
経 営 指 導 料 収 入	7
そ の 他	6
営 業 外 費 用	26
支 払 利 息	0
業 務 受 託 料 費 用	19
保 険 解 約 損	4
そ の 他	0
経 常 利 益	1,009
特 別 利 益	1
受 取 保 険 金	1
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,011
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	428
法 人 税 等 調 整 額	△91
当 期 純 利 益	674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別積立金	途剰余金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日 残高	1,448	1,269	279	1,548	2	450	5,170	5,622	△958	7,660	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△283	△283		△283	
当期純利益							674	674		674	
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	－		－	
自己株式の取得									△163	△163	
自己株式の処分			2	2					4	6	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	2	2	△0	－	391	391	△159	234	
2019年3月31日 残高	1,448	1,269	281	1,550	1	450	5,562	6,013	△1,118	7,894	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日 残高	356	356	87	8,103
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△283
当期純利益				674
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△163
自己株式の処分				6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△65	△65	15	△49
事業年度中の変動額合計	△65	△65	15	184
2019年3月31日 残高	290	290	102	8,288

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社K S K  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 はるみ ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社K S Kの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社K S K及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社K S K  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 はるみ ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社K S Kの2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社K S K 監査役会

常勤監査役 吉 武 和 樹 ㊟

社外監査役 杉 本 一 志 ㊟

社外監査役 塩 畑 一 男 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主の皆様への利益還元を重視し、連結業績を基準に配当性向30%を目処に行うことを基本方針としております。

なお、当社は2019年5月23日をもって創立45周年を迎えることから、株主の皆様への感謝の意を表し、普通配当と同額の1株当たり47円の記念配当を実施することとし、第45期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式           1株につき金94円  
（うち記念配当47円）  
配当総額                   558,810,918円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月28日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役塩畑一男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
しお  はた  かず  お 塩  畑  一  男 (1950年6月29日生)	1975年4月 株式会社協和銀行 入行	3,200株
	2001年7月 株式会社あさひ銀行 横浜地域営業部長	
	2002年6月 株式会社ケンウッド 入社 同社 執行役員常務就任	
	2007年6月 同社 代表取締役社長就任	
	2009年6月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 取締役就任	
	2010年6月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 代表取締役 執行役員副社長就任	
	2011年6月 株式会社ウシオ電機 監査役就任	
	2011年6月 当社社外監査役就任(現任)	
[社外監査役候補者とした理由] 経営者として多くの企業経営に携わり、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 塩畑一男氏は、社外監査役候補者であり、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 塩畑一男氏の監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、塩畑一男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
か が み ひろ ひさ 加 々 美 博 久 (1954年7月13日生)	1983年4月 裁判官任官	一株
	1995年3月 退官	
	1995年4月 東京弁護士会に弁護士登録 才口・北澤法律事務所入所	
	2001年10月 西内・加々美法律事務所開設	
	2008年6月 日東工器株式会社 監査役就任(現任)	
	2012年10月 ウエルシアホールディングス株式会社 監査役就任(現任)	
	2013年4月 当社仮監査役に就任	
	2013年6月 株式会社ビー・エム・エル 監査役就任(現任)	
	2013年9月 加々美法律事務所所長(現任)	
	2014年6月 当社補欠監査役に選任(現任) (重要な兼職の状況)	
日東工器株式会社監査役 ウエルシアホールディングス株式会社監査役 株式会社ビー・エム・エル監査役		
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加々美博久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 加々美博久氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由と当社での仮監査役としての経験を活かし、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 加々美博久氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

当社は、会社法第236条、同第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員（以下、従業員等）が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、以下の要領により従業員等に対し特に有利な条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認をお願いしたいと存じます。

従業員等に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由及びその新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員等の業績向上への意欲と意識を高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、以下の要領で従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

##### 3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式59,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

##### (2) 新株予約権の総数

590個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

2024年8月2日から2025年8月1日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。



(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② その他権利行使の条件は、2019年6月27日開催の当社第45期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編等を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

5. 取締役の報酬に関する事項

当社取締役（社外取締役を除く）に上記ストック・オプションを報酬として付与する理由は1. に記載の通りです。

なお、当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権の付与に伴う費用計上額は、1997年6月27日開催の当社第23期定時株主総会において決議いただいた取締役の報酬額、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）の枠内といたします。本議案の対象となる取締役は7名となります。

また、新株予約権の付与に伴う費用計上額は、割当日における新株予約権1個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。新株予約権1個あたりの公正価額とは、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出した公正な評価単価に基づくものとします。

以上

## 第45期定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都多摩市落合一丁目43番地  
京王プラザホテル多摩 3階白鳳  
TEL 042 (374) 0111

京王相模原線 }  
小田急多摩線 } 多摩センター駅より徒歩2分  
多摩モノレール }

